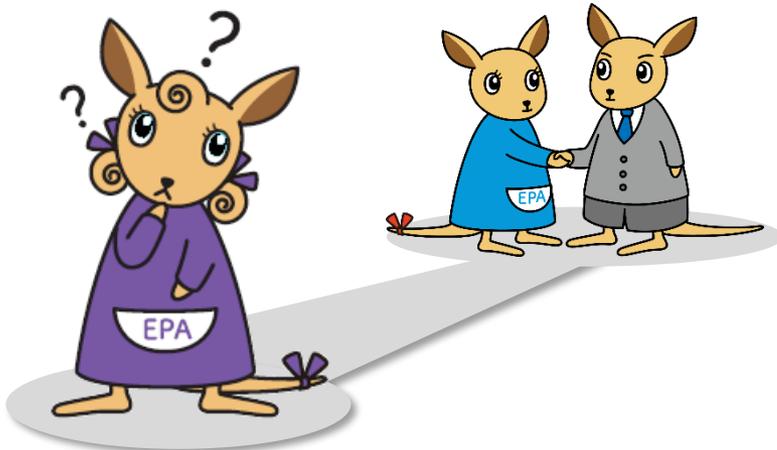


EPA利用のための原産地証明 ～初心者ガイド～

V : 依頼者への回答方法 (同意通知、自己申告書、サプライヤー証明書)



2023年9月1日
東京共同会計事務所

ワークショップ受講診断チャート

D.国内商社

F.材料の国内商社

の方もご興味あれば、是非受講してください！

基礎

I : EPAの基本のキ！

B.輸出者



A.輸出者兼生産者

C.生産者



E.サプライヤー
(材料の生産者)



II-1 : HSCコードとはどんなもの？

II-2 : 関税率を確認してみよう！

生産者から情報を受け
輸出者が原産性を判断
する場合はAパターン

III : CTCルール・VALルールとは？

IV-1 : CTCルールの対比表を作ってみよう！

IV-2 : VALルールの計算WSを作ってみよう！

本日！

V : 依頼者への回答方法
(同意通知、自己申告書、サプライヤー証明書)

VI : サプライヤー証明書とは？
デミニマスルールとは？

応用



登場人物

今回のワークショップは、輸出者から依頼されて、生産者が原産性を判断する前提です（※）



金具メーカー社員
関るい（愛称ルー）

金具メーカー社員の関るいです！ルーちゃんと呼んでください！
ルーちゃんマークの箇所は生産者にとっての重要ポイントの
説明となります。



商社社員
原規則（愛称ゲン）

輸出商社社員の原規則です！ゲンさんと呼ばれております。
ゲンさんマークの箇所は、輸出者にとっての重要ポイントの
説明となります。

NEW



材料メーカー社員
法律子（愛称ポー）

材料メーカー社員の法律子です！ポーさんと呼んでください！
ポーさんマークの箇所は、サプライヤーにとっての重要
ポイントとなります。



EPAの先生
オリ爺

EPAの先生、オリ爺じゃ！
今日は私がみなさんにEPAについて説明をしていきますぞ。

（※）輸出者で、生産者より情報を得て原産性を判断する場合は、生産者のマークを見てください。

目次

1. ゴールの確認

2. 第三者証明制度の回答方法

STEP1 企業登録

STEP2 原産品判定依頼

STEP3 同意通知

STEP4 特定原産地証明書発給申請

3. 自己証明制度の回答方法

STEP1 誓約書の作成

STEP2 自己申告書の作成

4. サプライヤーの回答方法

サプライヤー証明書の作成

目次

1. ゴールの確認

2. 第三者証明制度の回答方法

STEP1 企業登録

STEP2 原産品判定依頼

STEP3 同意通知

STEP4 特定原産地証明書発給申請

3. 自己証明制度の回答方法

STEP1 誓約書の作成

STEP2 自己申告書の作成

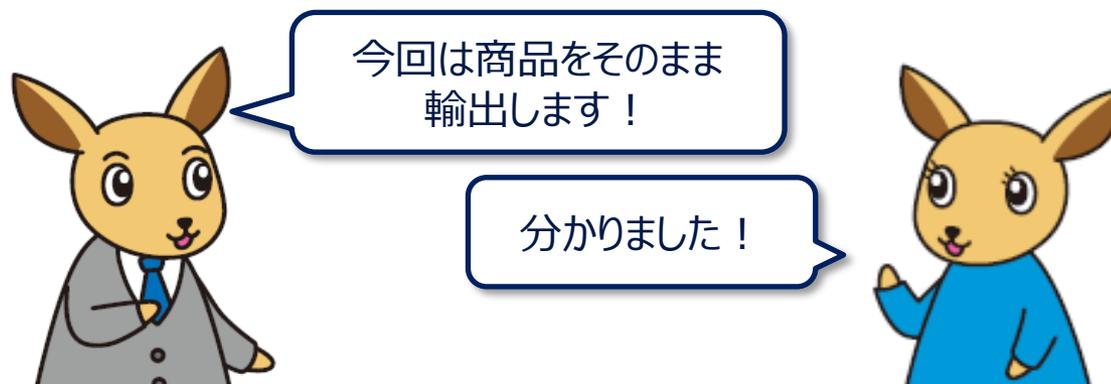
4. サプライヤーの回答方法

サプライヤー証明書の作成

1 ゴールの確認



同じ商品の原産性を確認してもらう際も、生産者が製造した商品をそのまま輸出するのか、国内で生産する商品に組み込むのかにより、生産者の対応方法が異なります。



POINT!

輸出者は、生産者に必ず「商品をそのまま輸出か」
「国内で生産する商品に組み込むのか」伝えましょう！

それぞれの立場の確認



ちようつがい

を輸出する場合…

※輸出品の原産性を生産者が確認する場合



サプライヤーとは…

輸出品ではなく、
輸出品の材料の生産者。
輸出品の材料が
原産材料であることの
証明をすることができる。

生産者とは…

輸出品の生産者。
輸出品が**原産品**である
ことの証明をすることが
できる。

※日豪EPA、RCEPでは原産地証明書を
申請することも可能

輸出者とは…

輸出品を締約国へ輸出。
生産者から、輸出品が
原産品であることの誓約を
もらい、**原産地証明書**
(自己申告書)を申請
(作成)できる。

輸出者のゴール



輸出者
(回答者)



第三者証明制度の場合



自己証明制度の場合



輸入者
(依頼者)

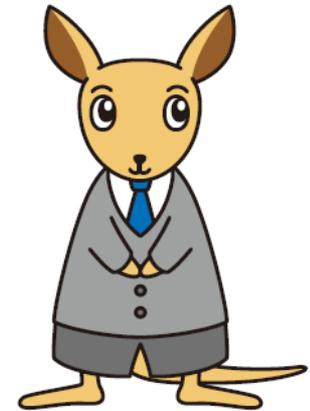


生産者のゴール

※輸出品の原産性を生産者が確認する場合



生産者
(回答者)



輸出者
(依頼者)

* 誓約書は、サプライヤー証明書と表記される場合もあります



サプライヤーのゴール

- ※輸出品の原産性を生産者が確認する場合
- ※部材の原産性をサプライヤーが確認する場合



部材の生産者 = サプライヤー
(回答者)



第三者証明制度の場合
自己証明制度の場合

サプライヤー証明書の送付



生産者
(依頼者)

目次

1. ゴールの確認

2. 第三者証明制度の回答方法

STEP1 企業登録

STEP2 原産品判定依頼

STEP3 同意通知

STEP4 特定原産地証明書発給申請

3. 自己証明制度の回答方法

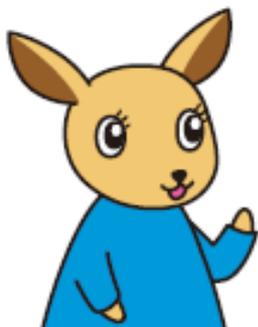
STEP1 誓約書の作成

STEP2 自己申告書の作成

4. サプライヤーの回答方法

サプライヤー証明書の作成

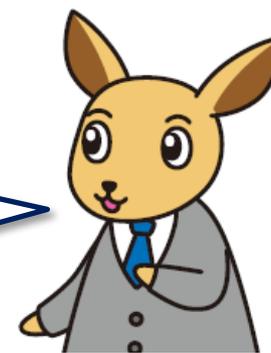
2 第三者証明制度の回答方法



生産者

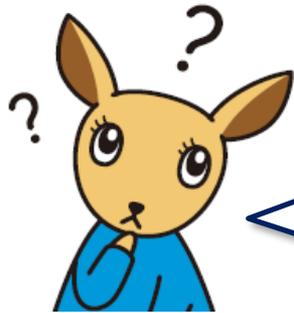
原産品の確認が出来たら
何をすればよいのですか？

今回は**第三者証明制度**を利用するので、
日本商工会議所に企業登録した後、
原産品判定依頼をして、
当社に**同意通知**をしてほしいのです。



輸出者

第三者証明制度とは < I : EPAの基本のキ！より >



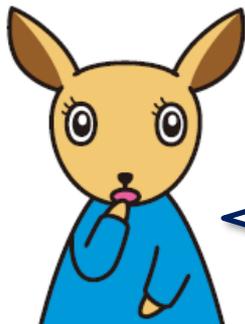
生産者

タイは第三者証明制度を採用する事は分かったけど第三者証明制度ってなんだろう？

第三者証明制度とは原産地証明書を指定発給機関である日本商工会議所に発給をしてもらう制度のことです。



輸出者



生産者

なるほど、第三者の日本商工会議所へ証明をお願いする制度なんですね。



EPAの証明制度

< I : EPAの基本のキ ! より >

証明制度として大きく2つの種類があります

- ・ 第三者証明制度
- ・ 自己証明制度

※認定輸出者自己申告制度については、以下URLをご参照下さい。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/approved.html

日本で使えるEPA 20協定が発効 (2023年6月現在)

- *1 RCEPのミャンマー、TPP11のイギリスは2023年9月時点で発効・批准手続き中。
- *2 RCEPのオーストラリア、ニュージーランドにおいてのみ、日本側で発行された自己証明制度に基づく原産地証明書を受け入れ可能。
- *3 日米貿易協定は、輸入者による自己証明制度のみ。
- *4 認定輸出者制度は、RCEP以外にも、日スイス協定、日ペルー協定、日メキシコ協定において導入されている。

| 相手国 | 第三者証明 | | 自己証明 | 第三者/認定 | 相手国 | 第三者証明 | | 自己証明 | 第三者/認定 | |
|--------|-------|-------|-------|--------|----------|-------|-------|------|--------|--------|
| | 二国間 | 日アセアン | TPP11 | RCEP*5 | | 二国間 | 日アセアン | 二国間 | TPP11 | RCEP*4 |
| マレーシア | ○ | ○ | ○ | ○ | オーストラリア | ○ | | ○ | ○ | ○*2 |
| タイ | ○ | ○ | | ○ | ニュージーランド | | | | ○ | ○*2 |
| フィリピン | ○ | ○ | | ○ | ペルー | ○*4 | | | ○ | |
| ベトナム | ○ | ○ | ○ | ○ | メキシコ | ○*4 | | | ○ | |
| ブルネイ | ○ | ○ | ○ | ○ | チリ | ○ | | | ○ | |
| シンガポール | ○ | ○ | ○ | ○ | カナダ | | | | ○ | |
| ミャンマー | | ○ | | ○*1 | アメリカ | | | ○*3 | | |
| ラオス | | ○ | | ○ | EU | | | ○ | | |
| カンボディア | | ○ | | ○ | スイス | ○*4 | | | | |
| インドネシア | ○ | ○ | | ○ | イギリス | | | ○ | ○*1 | |
| インド | ○ | | | | 中国 | | | | | ○ |
| モンゴル | ○ | | | | 韓国 | | | | | ○ |



🍌 第三者証明制度

EPAの原産地証明書を第三者である**日本商工会議所***が発給することから、**第三者証明制度**と呼ばれます。

* 日シンガポール協定は除く

日本商工会議所へEPAの原産地証明書の発給依頼をするためには大きく分けて以下の2つの手続が必要となります。

- **原産品判定依頼**
- **原産地証明書発給申請**

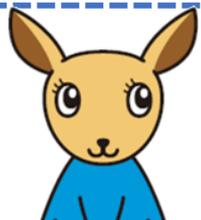
🍌 自己証明制度

EPAの原産地証明書を**各社**が作成することから、**自己証明制度**と呼ばれます。

第三者証明制度における手続きの流れ

< I : EPAの基本のキ! より >

- 日本商工会議所が発給する特定原産地証明書は15協定
- 日本商工会議所にて発給される書類 = **第一種特定原産地証明書**



生産者

STEP1

企業登録

- ① 第一種特定原産地証明書発給システム」にログイン出来るようになる
 - ② サイナーの登録をする
 - ③ 登録までの期間：原則7営業日
 - ④ 費用：無料
- https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf#page=7



輸出品が原産地基準をクリアしていること

II-1 III IV
で解説済



輸出者

STEP2

原産品判定依頼

- ① 輸出品が原産地基準をクリアしていることを立証した上で、判定を依頼する
 - ② 根拠書類を提出する（システムからのアップロード、メール、FAX等）
 - ③ 判定承認までの期間：原則3営業日
 - ④ 費用：無料
- https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf#page=25

判定承認

- ① 「第一種特定原産地証明書発給システム」のステータスが「承認」となる
- ② 承認番号がでる
- ③ 有効期限：承認結果に有効期限なし（※ただし、原産性に変更がないか都度確認すること）

生産者のゴール

STEP4

特定原産地証明書発給申請

- ① 船積みの情報、インボイスの情報をもとに特定原産地証明書の発給申請をする
 - ② 取得までの期間：原則2営業日
 - ③ 費用：1件2,000円+500円×製品数
- https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf#page=25

特定原産地証明書取得・送付

発給事務所の窓口にて引き取るか、郵送にて送付して貰う。

STEP3

同意通知

- ① 輸出者に判定承認結果の使用許可を出す
- ② 有効期限：3年以内で設定

同意

日本商工会議所のシステムで手続きするから、まず企業登録が必要じゃ！
<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/registration.html>

STEP1 企業登録

第三者証明制度



第三者証明制度の原産地証明書を取得するためには、まず、指定発給機関である日本商工会議所に企業情報を登録します。

企業登録は日本商工会議所へ手続きを行う・・・

■ 輸出者

■ 生産者

対象となります。

POINT!

会員・非会員を問わず、各地の商工会議所に貿易関係証明（非特惠原産地証明、サイン証明、インボイス証明など）のため**貿易登録している場合であっても**、日本商工会議所に新たに登録をする必要があります。

企業登録は、**一法人または個人につき、一登録**です。

既にEPAで企業登録済みの場合は、新たに登録する必要はありません。



企業登録に必要な書類を受理してから通知するまでの期間は・・・

- 提出書類の不備、不足などがある場合
 - 申請者の責に帰すべき遅延があった場合
- を除き、**原則7営業日が目安**となっております。

企業登録はこちらから（日本商工会議所HPより）

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/registration.html>

企業登録についてのご案内動画（日本商工会議所HPより）

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/elearning/index.html>



STEP2 原産品判定依頼

第三者証明制度



輸出品の**特定原産地証明書**を取得する前に、その輸出品が利用するEPAで規定されている原産地規則を満たしているか、**日本商工会議所による審査**が行われます。これが**原産品判定依頼**です。

発給システム上で、**原産品判定依頼書**の必要項目を入力し、申請します。

POINT!

原産品判定依頼を行う際には

■ CTCルールで原産品であることを確認した場合・・・

「対比表」

■ VAルールで原産品であることを確認した場合・・・

「計算ワークシート」

を提出する必要があります。

※「対比表」「計算ワークシート」の妥当性を示す裏付け資料（総部品表、生産工程表等）の開示を求められる可能性もあります。

STEP2 原産品判定依頼

第三者証明制度



原産品判定依頼が承認されるまでの期間は・・・

- 提出書類（「対比表、計算ワークシートなど）の不備、不足などがある場合
 - 申請者の責に帰すべき遅延があった場合
 - 一時的に判定依頼が集中した場合
- を除き、**原則3営業日が目安**となっております。

原産品判定依頼を承認してもらえました！
良かったです！！
ゴールまであと少し・・・



STEP3 同意通知

第三者証明制度



日本商工会議所より**原産品判定依頼**が承認された後、同システム内にて、輸出者に対して**同意通知（判定承認結果の使用許可）**を行うことによって、輸出者は特定原産地証明書を申請することができます。

生産者のゴール



生産者
(回答者)

STEP3 クリア!

回答!

同意通知の提出

3年以内
で設定

ありがとうございます!!
これで特定原産地証明書の
発給申請ができます!



輸出者
(依頼者)

STEP4 特定原産地証明書発給申請

第三者証明制度



特定原産地証明書発給申請が承認されるまでの期間は・・・

- 申請内容の修正が必要な場合
- 一時的に判定依頼が集中した場合

を除き、**原則2営業日が目安**となっております。

特定原産地証明書を取得できました！
良かったです！！
ゴールまであと少し・・・



STEP4 特定原産地証明書発給申請

第三者証明制度



日本商工会議所より**特定原産地証明書**が発給された後、輸入者へ送付します。
輸入者が通関時に**特定原産地証明書**を輸入国当局に提出し、**受理されることでEPA税率にて通関**することができます。

輸出者のゴール

STEP4 クリア!



輸出者
(回答者)

原産地
証明書

回答!

特定原産地証明書の送付

アリガトウゴザイマス!
EPAゼイリツ、テキヨウになりました!!

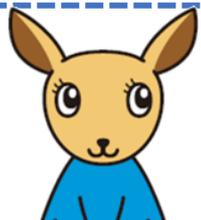


輸入者
(依頼者)

第三者証明制度における手続きの流れ

< I : EPAの基本のキ! より >

- 日本商工会議所が発給する特定原産地証明書は16協定
- 日本商工会議所にて発給される書類 = 第一種特定原産地証明書



生産者

STEP1

企業登録

① 第一種特定原産地証明書発給システムにサイン出来るようになる
② サイナーの登録をする ③ 登録までの期間：原則7営業日 ④ 費用：無料
https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf#page=7

原産地の確認

輸出品が原産地基準をクリアしていること

II-1 III IV
で解説済



輸出者

STEP2

原産品判定依頼

① 輸出品が原産地基準をクリアしていることを立証した上で、判定を依頼する
② 根拠書類を提出する（システムからのアップロード、メール、FAX等） ③ 判定承認までの期間：原則3営業日 ④ 費用：無料
https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf#page=25

原産品判定承認

① 「第一種特定原産地証明書発給システム」のステータスが「承認」となる
② 承認番号がでる ③ 有効期限：承認結果に有効期限なし（※ただし、原産性に変更がないか都度確認すること）

生産者のゴール

STEP3

同意通知

① 輸出者に判定承認結果の使用許可を出す
② 有効期限：3年以内で設定

同意

特定原産地証明書発給申請

① 船積み情報、インボイス情報を元に特定原産地証明書の発給申請をする
② 取得までの期間：原則2営業日 ③ 費用：1件2,000円+500円×製品数
https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf#page=25

STEP4

特定原産地証明書取得

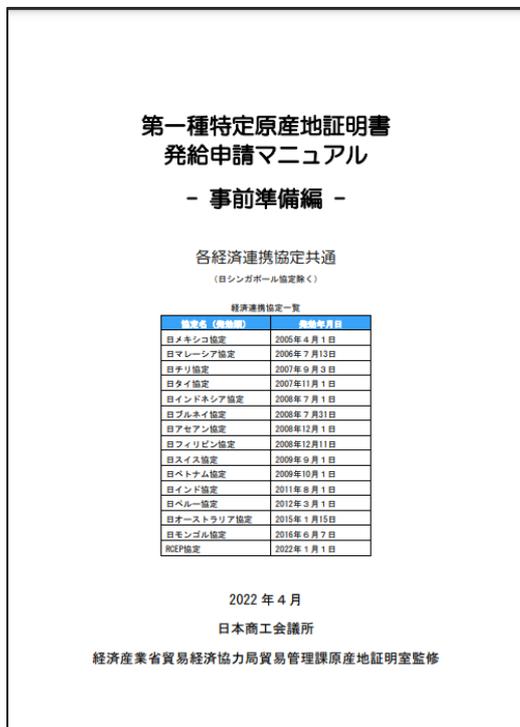
発給事務所の窓口にて引き取るか、郵送にて送付して貰う。

日本商工会議所のシステムで手続きするから、まず企業登録が必要じゃ！
<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/registration.html>

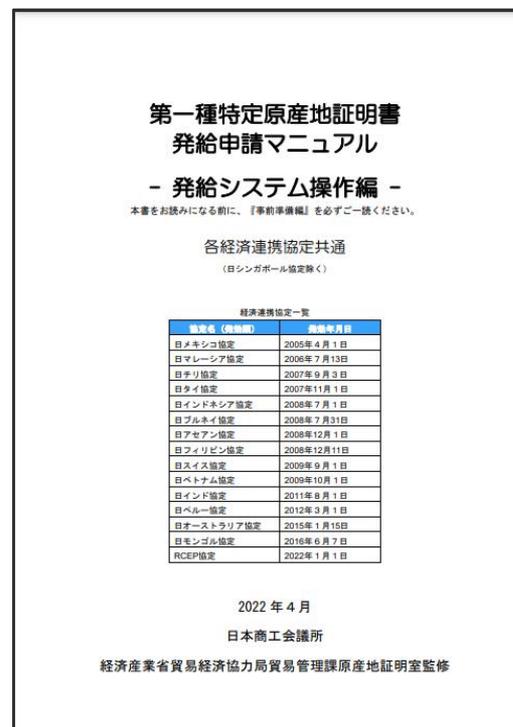


「特定原産地証明書発給申請マニュアル」をご覧ください。

事前準備編



発給システム操作編



https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_preparation.pdf

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf

<日本商工会議所HPより>

目次

1. ゴールの確認

2. 第三者証明制度の回答方法

STEP1 企業登録

STEP2 原産品判定依頼

STEP3 同意通知

STEP4 特定原産地証明書発給申請

3. 自己証明制度の回答方法

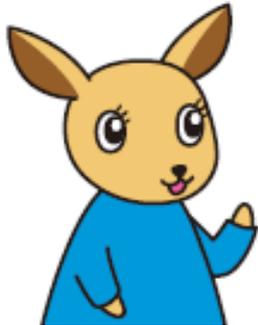
STEP1 誓約書の作成

STEP2 自己申告書の作成

4. サプライヤーの回答方法

サプライヤー証明書の作成

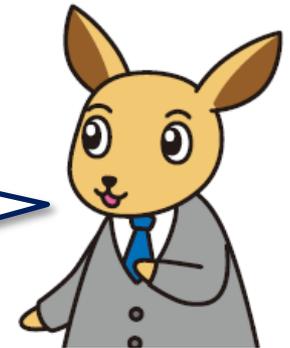
3 自己証明制度の回答方法



生産者

今回の輸出は第三者証明制度のEPA
でしたが、自己証明制度のEPAの場合は
どうしたら良いですか？

自己証明制度を利用する場合は、
第三者機関は介さずに、**ルーちゃんの会社で**
原産品であることを確認して、
当社に**誓約書**を発行してほしいのです。



輸出者



🍌 第三者証明制度

EPAの原産地証明書を第三者である**日本商工会議所***が発給することから、**第三者証明制度**と呼ばれます。

* 日シンガポール協定は除く

日本商工会議所へEPAの原産地証明書の発給依頼をするためには大きく分けて以下の2つの手続が必要となります。

- 原産品判定依頼
- 原産地証明書発給申請

🍌 自己証明制度

EPAの原産地証明書を**各社**が作成することから、**自己証明制度**と呼ばれます。

自己証明制度における手続きの流れ

< I : EPAの基本のキ！より >

- 自己証明制度を採用している協定は5協定
- 輸出者（生産者）が作成する書類 = 自己申告書

※日米協定は輸入者自己申告のみとなるためカウント外

※協定により名称が異なる

※生産者による自己申告には本セミナーでは触れません



第三者証明制度と異なり、流れはとてもシンプルじゃが、最も重要なポイントである「**原産品の確認**」についての考え方は同じじゃ。その点を押さえておけば、証明制度が異なることに不安を覚えることはないのじゃ。

STEP1 誓約書の作成

自己証明制度



生産者が輸出者宛に作成する書類の例示



原産性確認
資料を元に作成

以下の項目を記載
品目名
HSコード
協定名
判定基準
製造場所 etc..

誓約書

年 月 日

輸出者 殿

(生産者名)

法人名
住所
部署名
氏名
連絡先

当社の下記商品は、〇〇協定に基づく原産品であることを証明いたします。

記

(該当する産品)

| 品名 (英文) | 製造番号 (型番) | HSコード | 判定基準 | 生産場所 (住所・工場名) |
|--------------|--------------|-------|------------------|------------------|
| 〇〇〇 (XXX) | AB1122/CD-I | 〇〇〇〇 | CTC (項変更) | 〇〇県〇〇市〇〇 △△工場 |
| 〇〇〇 (XXX) | EF3344/GH-II | 〇〇〇〇 | VA (基準値40%以上) | 〇〇県〇〇市〇〇 本社工場 |

STEP1 誓約書の作成

自己証明制度



生産者自身にて輸出品が原産品であることの確認がとれたら、**誓約書**を作成し、輸出者へ提出します。輸出者は**誓約書**をもとに**自己申告書**を作成することになります。

生産者のゴール



生産者
(回答者)

誓約書

STEP1 クリア!

回答!

誓約書を作成し提出

ありがとうございます！！
これで自己申告書を作成できます！



輸出者
(依頼者)

* 誓約書は、サプライヤー証明書と表記される場合もあります

STEP2 自己申告書の作成

自己証明制度



日EU協定・日英協定の場合

参考：日EU協定 附属書三-D 「原産地に関する申告文」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000382072.pdf>

輸出インボイスに「原産地に関する申告文」を記載する

(期間.....から.....まで (注1))

この文書の対象となる製品の輸出者 (輸出者参照番号..... (注2)) は、別段の明示をする場合を除くほか、当該製品の原産地..... (注3) が特惠に係る原産地であることを申告する。

(用いられた原産性の基準 (注4))

(場所及び日付 (注5))

(輸出者の氏名又は名称 (活字体によるもの))

注1 同一の原産品の2回以上の輸送のために作成される場合には、当該申告が適用される期間を記載する。当該期間は、12か月を超えてはならない。2回以上の輸送に用いない場合は、空欄とすることができる。

注2 法人番号13桁。法人番号を割り当てられていない場合には、空欄とすることができる。

注3 製品の原産地 (日本国/Japan) を記載する。

注4 場合に応じて、次の一又は二以上の記号を記載する。

完全生産品については、「A」

原産材料のみから生産される製品については、「B」

非原産材料を使用して生産される製品については、「C」

「C」に該当する場合には、以下の番号も記載

関税分類変更基準「1」

付加価値基準「2」

加工工程基準「3」

付録3-B-1第三節の規定の適用がある場合「4」

第三・五条に規定する累積を適用する場合「D」

第三・六条に規定する許容限度を適用する場合「E」

注5 場所及び日付は、これらの情報が文書自体に含まれる場合には省略することができる。

STEP2 自己申告書の作成

自己証明制度



日EU協定・日英協定の場合

輸出インボイスに「原産地に関する申告文」を記載する

(Period: from to⁽¹⁾)

2回以上の輸送に用いない場合は省略可

輸出者参照番号 = 法人番号

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No⁽²⁾) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of preferential origin⁽³⁾.

記入1

原産国を記載

(Origin criteria used⁽⁴⁾)

次ページで詳細をご案内

記入2 ※記載内容 次スライド参照

(Place and date⁽⁵⁾)

場所・日付を記入 (インボイスに記載がある場合は省略も可)

(Printed name of the exporter)

輸出者名称を記入

実務上では英文で記載されている例が多い

STEP2 自己申告書の作成

自己証明制度



日EU協定・日英協定の場合

記入2 用いられた原産性の基準は下記を参照

| | |
|-----------------|---|
| 完全生産品 | A |
| 原産材料のみから生産される産品 | B |

| | CTC (関税分類変更基準) | VA (付加価値基準) | SP (加工工程基準) | 付録三-B-1第三節 |
|-------------------------|-------------------|----------------|----------------|------------|
| 品目別原産地規則 (PSR)を満たす産品 | C1 | C2 | C3 | C4 |

| | |
|------|---|
| 累積 | D |
| 許容限度 | E |

累積・許容限度は救済規定になるため、この記号は単体で使用できない。

※許容限度（デミニマスルール）については「VI：サプライヤー証明書とは？デミニマスルールとは？」を受講ください。

STEP2 自己申告書の作成

自己証明制度



自社にて自己申告書を作成し、輸入者へ送付します。
輸入者が通関時に自己申告書を輸入国当局に提出し、受理されることで
EPA税率にて通関することができます。

輸出者の
ゴール

STEP2 クリア!



輸出者
(回答者)



回答!

自己申告書の送付

アリガトウゴザイマス!
EPAゼイリツ、テキヨウになりました!!



輸入者
(依頼者)

自己証明制度における手続きの流れ

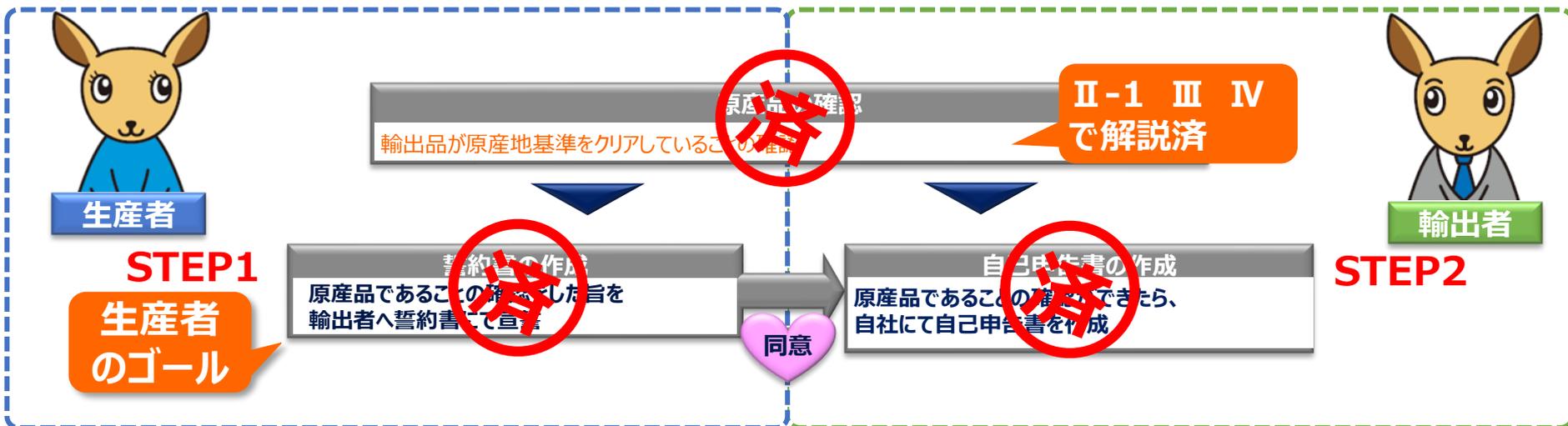
- 自己証明制度を採用している協定は5協定
- 輸出者（生産者）が作成する書類 = 自己申告書

< I : EPAの基本のキ！より >

※日米協定は輸入者自己申告のみとなるためカウント外

※協定により名称が異なる

※生産者による自己申告には本セミナーでは触れません



第三者証明制度と異なり、流れはとてもシンプルじゃが、最も重要なポイントである「**原産品の確認**」についての考え方は同じじゃ。その点を押さえておけば、証明制度が異なることに不安を覚えることはないのじゃ。

目次

1. ゴールの確認

2. 第三者証明制度の回答方法

STEP1 企業登録

STEP2 原産品判定依頼

STEP3 同意通知

STEP4 特定原産地証明書発給申請

3. 自己証明制度の回答方法

STEP1 誓約書の作成

STEP2 自己申告書の作成

4. サプライヤーの回答方法

サプライヤー証明書の作成

4 サプライヤーの回答方法

輸出品ではなく、**輸出品の構成部材**の原産品の確認を依頼されました。



弊社が生産している製品は直接輸出はされず
輸出品の部材として使用されるものです。
なぜ、EPAの手続きが必要なのでしょう？

輸出品の構成部材を生産しているサプライヤー

POINT!

輸出品をEPAの原産品とするために、場合によっては
サプライヤーの方にもご協力いただく必要が生じます。

サプライヤー証明書が必要となる具体的な事例については、
「Ⅵ：サプライヤー証明書とは？デミニマスルールとは？」でご説明しておりますので、
是非ご参加ください。

サプライヤーの手続きの流れ

- 第三者証明制度であっても、自己証明制度であっても、対応方法は同じ
※ 日本商工会議所の審査対象は輸出品のみとなるため、原産品判定依頼はできません。
- 原産品の確認方法は輸出品と同じ



輸出品も材料も、最も重要なポイントである「**原産品の確認**」についての考え方は同じじゃ。その点を押さえておけば、不安を覚えることはないのじゃ。



🍃 サプライヤーが生産者宛に作成する書類の例示



原産性確認
資料を元に作成

以下の項目を記載
品目名
HSコード
協定名
判定基準
製造場所 etc..

| サプライヤー証明 | | | | | 年 月 日 |
|------------------------------------|--------------|-------|------------------|------------------|-------|
| (生産者名) 殿 | | | (サプライヤー名) | | |
| | | | 法人名 | | |
| | | | 住所 | | |
| | | | 部署名 | | |
| | | | 氏名 | | |
| | | | 連絡先 | | |
| 当社の下記商品は、〇〇協定に基づく原産品であることを証明いたします。 | | | | | |
| 記 | | | | | |
| (該当する産品) | | | | | |
| 品名 (英文) | 製造番号 (型番) | HSコード | 判定基準 | 生産場所 (住所・工場名) | |
| 〇〇〇 (XXX) | AB1122/CD-I | 〇〇〇〇 | CTC (項変更) | 〇〇県〇〇市〇〇 △△工場 | |
| 〇〇〇 (XXX) | EF3344/GH-II | 〇〇〇〇 | VA (基準値40%以上) | 〇〇県〇〇市〇〇 本社工場 | |

サプライヤー証明書の作成

第三者証明制度

自己証明制度



サプライヤー自身にて部材が原産品であることの確認がとれたら、**サプライヤー証明書**を作成し、生産者へ提出します。生産者は**サプライヤー証明書**をもとに輸出品の原産性を確認することになります。

サプライヤー
のゴール



部材の生産者 = サプライヤー
(回答者)

サプライヤー
証明書



回答!

サプライヤー証明書の送付

ありがとうございます！！
これで輸出品の原産性を確認する
ことができます！



「VI : サプライヤー証明書とは
デミニマスルールとは？」に続く...

生産者
(依頼者)

免責事項

当資料は情報提供を目的として作成した参考資料であり、特定の商品やサービスの奨励やその勧誘を目的としたものではありません。当事務所が信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性および完全性を保証するものではありません。当事務所は、当資料に掲載された情報を利用したことにより生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。当資料に含まれる方法は作成時点のものであり、関連法令の改正によって予告なく変更または廃止することがあります。当資料に関する著作権は情報提供元のクレジット記載があるものを除きすべて当事務所に属しますので、当事務所の事前の書面による同意を得ることなく資料の複製、転用、再配布等を行うことはできません。